

2023年(令和5年) 11月号

安全環境のしおり

三井住友建設(株) 安全環境生産管理本部 安全環境統轄部
三 住 友 建 設 真 栄 会 連 合 会



危険予知でゼロ災 ヨシ！

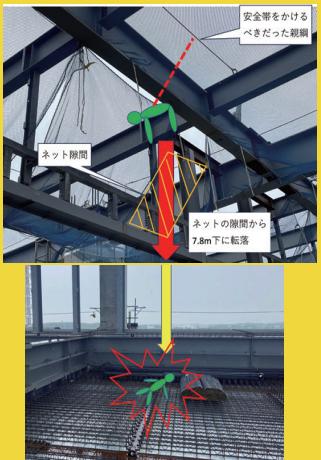
墜落災害防止強化月間



隊落災害を撲滅しよう！

1. 墜落危険作業を始める前に**リスクアセスメント**を実施し、**作業計画、作業手順を作成し、関係者全員に周知してから作業すること。**
 2. 高さ2m以上の高所作業では、足場・手すりを設け、かつ端部では、安全帯を使用すること。**(2重の安全対策)**
 3. 毎日、作業開始前に作業場所をみんなで点検し、墜落防止設備の維持管理に努めること。
 4. 立馬、はしご等の使用者は正しい使用方法や禁止行為を確認し、**適正に使用すること。**
 5. 層間ネットは作業で外したら、**元に戻すこと。**
 6. 高さ2m未満でも、移動を伴う作業では、原則**2丁掛けのフルハーネス型安全帯を使用し、フック掛け替え時に未使用状態をつくらないようにすること。**

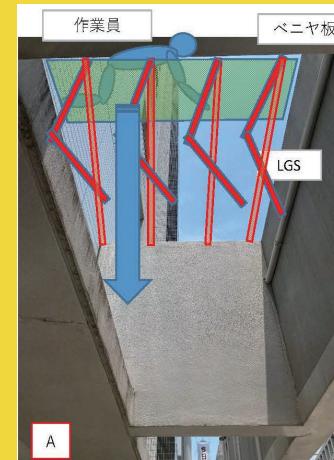
今年度6月に3件の墜落災害が発生、いずれも安全帯を使用していれば、墜落が防げた事例



タツチアツプ塗装作業



落下物防止の開口部養生

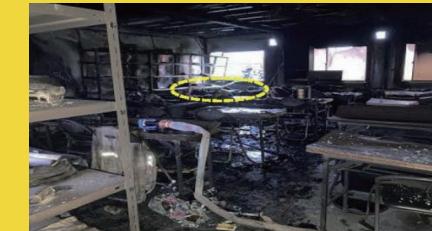


不使用者は、即時、退場処分です。

火災予防強調月間

今年度当社で発生した事例で、夜間、充電中の充電器から発火したと思われる火災です。

発火した詰所



隣の倉庫



夜間、誰もいない現場事務所(作業員詰所) 等で充電中にプラグ周りのほこりや充電池からの発火、たこ足配線からの熱による発火も過去に事例があります。

- ①夜間の充電は原則禁止とすること。
 - ②充電時は周りに可燃物や危険物は置かないこと。
 - ③たこ足配線や長時間充電しないこと。

火気使用時の届出について

事前の確認、作業中の確認、作業直後の確認だけでなく、1時間後、2時間後等の残火状況を火気使用箇所だけでなく、周りや下階等を確認し、記録を残してください。 

現場名:	火氣使用届			[基準]
火気使用場所				許可名義
内部				申請日2021年10月20日
内部(延床面積)				火氣使用日時
外構				
火災警報器用				
火氣使用責任者	会社名:	氏名:		
火氣使用者	会社名:	氏名:		
後始末確認者	会社名:	氏名:		
	会社名:	氏名:		
火氣使用における確認事項				
火氣使用目的	1.灌漑 2.消滅 3.切断(サンダーナーなど) 3.圧縮 4.防水壁 5.乾燥 6.蒸発 7.その他			
作業内容				
火気使用者は何処か(場所を記入して何處かに丸印を付ける)				
1.閑地やアラウンド等の緑地などから外れ(既設も含む) 2.ガソリン、すき間などからビット・シートの中に既設(も)ある建物の外壁等の外側壁面 3.既設の外壁等の外側壁面 4.既設の外壁等の内側壁面 5.その他				
火気使用する箇所(場所を記入して何處かに丸印を付ける)				
1.被覆シланジ 2.被覆ガルバリウム 3.鋼材 4.木 5.埃 6.油 7.石油膏 8.発泡ウレタン(火災危険禁止) 9.木材 10.ネット類 11.その他(はい) 仕上げ材の材質など				
既設瓦屋根	1.作業場所を不燃物で囲う。壁 2.火気を受ける 3.可燃物の脇直 4.火気を受ける(既設瓦屋根) 5.既設瓦屋根の脇直 6.その他			
火氣使用的準備	1.周辺 2.火気用 3.監視人の配置 4.その他			
火氣使用用資機材保管場所				
火氣使用中(作業中の)確認				
火氣使用前	確認者名:			
火氣使用終了時刻				
火氣使用用資機材の確認				
1時間後	確認者名:			
2時間後	確認者名:			
火氣使用終了時刻署名				

最近の法改正について

- 1) 足場関連

 - ・一側足場の使用範囲の明確化(2024.4.1施行)
 - ・足場の点検時の点検者の指名の義務付け(2023.10.1施行)
 - ・足場点検後の点検者名の記録及び当該記録の保存の義務化
(2023.10.1施行)

2) 化学物質関連

 - ・化学物質管理者の選任義務(2024.4.1施行)
 - ・保護具着用管理責任者の選任義務(2024.4.1施行)

3) 石綿障害予防規則・石綿調査者資格(2023.10.1施行)

4) 金属アーク溶接関連

 - ・金属アーク溶接等限定技能講習の創設(2024.1.1施行)

5) 貨物自動車関連

 - ・昇降設備の設置(2023.10.1施行)
 - ・保護帽の着用義務(2023.10.1施行)
 - ・テールゲートリフター操作業務従事者への特別教育義務化
(2024.2.1施行)
 - ・運転席から離れる場合の措置(2023.10.1施行)

6) 一人親方への安全衛生対策(2023.4.1施行)

※詳細は現場職員にお聞きください。

☆『安全ひと声』は誰でもいつでも声を掛け合い作業し、『指差呼称』は一度作業や動作を止めて、安全確認をしてから、次に動くこと。